

第三十六條 支拂命令者ハ支拂命令ヲ發スル前左ノ事項ヲ調査スヘシ

- 一 豫算ノ目的ニ違フコトナキカ
- 二 金額ニ違算ナキカ
- 三 豫算額ニ超過スルコトナキカ
- 四 所屬年度及支出科目ヲ誤ルコトナキカ
- 五 時効經過ノモノニアラサルカ
- 六 債主ハ正當ナルカ

第三十七條 支拂命令者俸給ノ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ國庫納金縣納金及徵罰金ノ引去ヲ要スルトキハ其ノ引去金額ヲ控除シタル残額ヲ券面金額トスル支拂命令ヲ發スヘシ

前項ノ引去金額ハ支拂命令ヲ受取人トシ歳入年度會計名歲入科目及振替ヲ要スル旨ヲ記載シタル支拂命令ヲ縣金庫ニ交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムヘシ

前項ノ規定ハ他ノ會計ニ繰入ノ爲メ歲入ノ下戻又ハ經費ノ支出ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條 前條第一項及第二項ノ規定ハ民法ノ規定ニ依リ縣ノ債務ト私人ノ債務ト相殺スヘキ支拂ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第三十九條 支拂命令者隔地ノ債主及同一支出科目ヨリ數人ノ債主ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ縣金庫ヲシテ其ノ支拂ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第四十條 支拂命令者隔地ノ債主ニ支拂ヲ爲サシムル爲メ縣金庫ニ交付スル支拂命令ニハ債主ノ氏名支拂場所及送金ヲ要スル旨ヲ記載スヘシ

第四十一條 支拂命令者數人ノ債主ニ對シ同一支出科目ヨリ支拂ヲ爲サシムル爲縣金庫ニ交付スル支拂命令ニハ其ノ合計金額ヲ券面金額トシ之カ支拂ヲ要スル旨ヲ記載シ別ニ各債主ノ金額氏名表ヲ添附スヘシ

第四十二條 支拂命令者隔地ノ債主又ハ同一支出科目ヨリ數人ノ債主ニ支拂フヘキ支拂命令ヲ發シタルトキハ別ニ歲出金支拂通知書ヲ各債主ニ送付スヘシ 但シ電信送金ノ場合ニ於テハ歲出金支拂通知書ニ代ヘ電信ヲ以テ其ノ旨通知スヘシ

第四十三條 支拂命令書歲出金支拂通知書ノ金額ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス

第四十四條 支拂命令者債主ニ支拂命令書ヲ交付スルトキハ之カ領收證書ヲ徵シ歳出金支拂通知書ヲ直接交付スルトキハ交付簿ニ捺印セシムヘシ

第四十五條 支拂命令者支拂命令ヲ發シタルトキハ其ノ都度案内支拂命令ヲ縣金庫ニ送付スヘシ
但シ隔地ノ債主及同一支出科目ヨリ數人ノ債主ニ支拂ヲ爲サムトスルトキ又ハ振替拂込ヲ爲サシムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 支拂命令者支拂命令書歳出金支拂通知書及金額氏名表ノ記載事項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ、現金支拂未濟ナル場合ハ直ニ之カ訂正ノ手續ヲ爲シ既ニ支拂濟ナルトキハ之カ訂正方ヲ縣金庫ニ請求スヘシ

第四十七條 受取人支拂命令書又ハ歳出金支拂通知書ヲ亡失シタルトキハ支拂命令書又ハ歳出金支拂通知書ニ指定シタル縣金庫ノ證明ヲ受ケ其ノ旨當該收支命令者ニ届出ツヘシ
受取人支拂命令書又ハ歳出金支拂通知書ヲ毀損シタルトキハ該支拂命令書又ハ歳出金支拂通知書ヲ添へ其ノ旨當該收支命令者ニ届出ツヘシ

收支命令者前二項ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テ現金支拂未濟ナルトキハ之カ支拂ニ必要ナル

證明書ヲ交付スヘシ

前項ノ規定ハ送付シタル歳出金支拂通知書カ正當債主ニ到達セサル場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 支拂命令者受取人ノ受領前亡失シタル歳出金支拂通知書ニ依リ縣金庫ニ於テ既ニ支拂ヲ爲シタルコトヲ確メタルトキハ速ニ事情ヲ詳具シ知事ニ報告スヘシ

第三節 資金前渡概算拂

第四十九條 常時ノ費用ニ係ル資金ノ前渡ハ每一月分ノ豫定額ヲ超過スヘカラス

第五十條 臨時ニ資金ノ前渡ヲ受ケタル縣出納吏ハ其ノ支拂完了後五日以内ニ之カ精算ヲ爲スヘシ

前項ノ精算完結後ニ非ラサレハ次ノ前渡ヲ爲スコトヲ得ス

第五十一條 概算拂ヲ受ケタル者ハ其ノ費額確定後五日以内ニ之カ精算ヲ爲スヘシ
前項ノ精算完結後ニ非ラサレハ次ノ概算拂ヲ爲スコトヲ得ス

第四節 定額戻入

第五十二條 支拂命令者經費ノ定額ニ戻入ヲ爲サシメムトスルトキハ返納人ニ對シ返納告知書ヲ發スヘシ但シ縣出納吏ニ即納セシムル場合ハ口頭ヲ以テ返納ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 返納告知書ニハ其ノ發行ノ日ヨリ十日以内ノ期限ヲ指定スヘシ

第五十四條 本章ニ定ムルモノ、外定額戻入ニ付テハ歲入ニ關スル規定ヲ準用ス

第五節 雜則

第五十五條 受取人出納閉鎖期迄ニ現金ヲ受領セサルトキハ其ノ事由ヲ具シ支拂命令書又ハ歲出金支拂通知書ヲ添ヘ當該收支命令者者ニ再下付ヲ申請スヘシ

第五十六條 各廩ノ收支命令者過年度ニ屬スル支出ヲ要スルモノアルトキハ其ノ金額、年度、科目及事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ知事ニ提出スヘシ

第五十七條 收支命令者ハ照較ノ用ニ供スル爲メ其ノ印鑑ヲ所屬縣金庫ニ送付スヘシ

第五章 決算

第五十八條 各廩ノ收支命令者ハ毎年度歲入及歲出決算書ヲ翌年度六月十五日迄ニ内務部長ニ提出スヘシ

各課長ハ毎年度其ノ所管ニ屬スル歲出決算書ヲ翌年度六月十五日迄ニ内務部長ニ提出スヘシ

第五十九條 内務部長ハ毎年度歲入及歲出決算書ヲ七月末迄ニ知事ニ提出スヘシ

*スヘシ

第六章 契約

第一節 總則

第六十條 賣買、貸借、請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ總テ公告シテ競争ニ附スヘシ

第六十一條 契約ヲ爲サムトスルトキハ契約ノ目的、履行期限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作成スヘシ但シ左ニ掲クル場合ニ於テハ契約書ノ作成ヲ省略スルコトヲ得

- 一 參百圓ヲ超ヘサル契約ヲ爲ストキ
- 二 直ニ契約ノ履行ヲ爲シ得ルモノ
- 三 官公署其ノ他公共團体ト契約ヲ爲ストキ

契約ノ一部ヲ變更シタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ徵スヘシ

第六十二條 契約ヲ結ハムトスル者ハ契約金額十分ノ一以上ノ保證金ヲ納ムヘシ

指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ル場合ニ於テハ保證金ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトヲ得
保證金ハ國債證券、地方債證券、勸業銀行債券、農工債券、拓殖債券、興業債券、復興貯蓄

債券ヲ以テ代用スルコトヲ得但シ無記名ノモノニ限ル

前項ノ場合ニ於テ國債證券ハ其額面金額其ノ他ハ該地方ニ於ケル時價ノ十分ノ八ヲ以テ之ヲ換算ス

第六十三條 契約ヲ爲シタル者ハ其ノ契約ノ履行ヲ第三者ニ譲渡スコトヲ得ス

第六十四條 契約ニ依リ製造又ハ供給ノ既濟部分若ハ物件ノ既納部分ニ對シ代價ノ一部分ヲ支拂ハムトスルトキハ主任ノ官吏ヲシテ事實ヲ調査ノ上其ノ調書ヲ作成セシムヘシ

前項ノ調書ニ依ルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第六十五條 前條ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ其ノ既濟部分ニ對スル代價ノ十分ノ九ヲ超ユルコトヲ得ス

第六十六條 縣ノ都合ニ依リ契約ヲ解除スルコトアルモ相手方ハ之ヲ抗拒スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テハ別段ノ契約アルモノヲ除クノ外其ノ損害ニ對シ縣ハ相當ノ補償ヲ爲スコトアルヘシ

第六十七條 天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ契約期間内ニ其ノ履行ヲアルコト能ハサルトキハ直ニ期間ノ延長ヲ求ムルコトヲ得

物件ノ買受人前項ノ申請ヲ爲サ、ルトキハ該物件ヲ拋棄シタルモノト看做シ縣ハ之ヲ收得ス

第六十八條 契約期限内契約ノ履行ヲ了ハラサルトキハ遲延日數一日ニ付契約金額千分ノ一ノ違約金ヲ徵收ス但シ天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ延期ヲ認メタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ違約金ハ縣ノ債務ト相殺シ尙不足アルトキハ之ヲ追徵ス

第六十九條 保證金ハ契約ノ履行ヲ終リ若ハ第六十六條ニ依リ契約ヲ解除シタルトキ之ヲ還付ス但シ還付ノ時期ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十條 左ノ場合ニ於テハ契約ヲ解除シ其ノ保證金ハ縣ノ所得ト爲シ仍損害アルトキハ之ヲ追徵ス

一 契約ニ違反シタルトキ

二 契約ノ締結ニ付不正ノ行爲アリタルトキ

第二節 一般競争契約

第七十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ハ爾後二年間競争ニ加ハルコトヲ得ス其ノ之ヲ代理人、支配人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用シタル者亦同シ

一 契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ製造又ハ物件ヲ粗雜ニシ若ハ其ノ品質、數量ニ關シ欺罔ノ行爲アリタル者

二 競争ニ際シ不當ニ價格ヲ競上ケ又ハ競下クル目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者

三 競争ノ加入ヲ妨害シ又ハ競落者ノ契約締結若ハ契約ノ履行ヲ妨害シタル者

四 檢査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨ケタル者

五 落札シタルモ正當ノ理由ナクシテ契約ヲ結ハス又ハ契約ヲ履行セサリシ者

前項ニ該當スル者ハ他人ノ代理トシテ入札ニ參加スルコトヲ得ス

第七十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ競争ニ加ハルコトヲ得ス

一 公共團体ノ外ハ一年以來引續キ其ノ製造又ハ物品供給ノ業務ニ從事セサル者

二 破産者ニシテ復權セサル者

三 戲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ若ハ執行ヲ受タルコトナキニ至ル迄ノ者

四 責付又ハ保釋中ノ者

第七十三條 競争ハ總テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ但シ特別ノ事由ニ因リ必要アリト認ムル場合ニ於テハ糶賣ニ付スルコトヲ得

第七十四條 入札ノ方法ニ依リ競争ニ付セムトスルトキハ其ノ入札期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ五日前ニ新聞紙又ハ揭示其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第七十五條 前條ノ公告ニハ左ニ掲クル事項ヲ示スヘシ

一 競争入札ニ付スル事項

二 完済又ハ完納期限

三 契約條項ヲ示ス場所

四 競争執行ノ場所及日時

五 入札ノ保證金額

六 入札資格（鳥取縣會計規則第七十條及第七十二條ニ抵觸セサルモノ）

七 其ノ他必要ト認ムル事項

第七十六條 競争ニ加ハラムトスル者ハ見積金類百分ノ五以上ノ保證金ヲ納付スヘシ

第六十二條第三項及第四項ノ規定ハ入札保證金ニ付之ヲ準用ス

第七十七條 入札ヲ爲サムトスル者ハ入札書ヲ作り封緘ノ上自己ノ氏名ヲ表記シ公告ノ日以降ニ於テ市區町村長ノ作成シタル資格證明書及入札保證金ト共ニ指定ノ場所日時迄ニ提出スヘシ

但シ書留郵便ヲ以テ提出スルコトヲ得

郵便入札ヲ爲サムトスル者ハ入札書ト資格證明書、入札保證金トハ別封ト爲シ之ヲ送達スヘシ

代理人ニ於テ入札スル場合ハ入札前委任狀ヲ差出スヘシ

第七十八條 入札者入札書ノ記載事項ニ付訂正挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其ノ傍ニ捺印スヘシ一旦提出シタル入札書ノ引換變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス

第七十九條 競争入札主任官吏ハ其ノ入札豫定價格ヲ封書トシ開札ノトキ之ヲ開札場所ニ置クヘシ

第八十條 開札ハ公告ニ示シタル場所日時ニ入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ入札者ニシテ出席セサル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ開札ニ立會ハシムヘシ

入札者ニ非サル者ハ入札ノ場所ニ入ルコトヲ得ス

第八十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル入札ハ之ヲ無効トス

一 競争加入ノ資格ナキ者ノ爲シタルモノ

二 入札條件ニ違反シタルモノ

三 入札者又ハ其ノ代理人二人以上ノ入札ヲ爲シタルモノ

四 入札者協定シテ入札ヲ爲シタルモノ

五 入札ニ際シ不正ノ行爲アリタルモノ

六 入札保證金其ノ制限ニ達セサルモノ

七 必要ナル記載事項ヲ確認シ難キモノ

第八十二條 入札ノ效力ハ主任官吏之ヲ決定ス

前項ノ決定ニ對シテハ入札者及落札者ハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第八十三條 入札ハ需要ノモノニ在リテハ特別ノ條件ヲ定ムルモノ、外最低價ノ者ヲ以テ落札者トシ供給ノモノニ在リテハ最高價ノ者ヲ以テ落札者トス

第八十四條 開札ノ場合ニ於テ落札者ナキトキハ直ニ再度ノ入札ニ附スルコトヲ得

第八十五條 落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ其ノ入札者ヲシテ前入札額ヲ目途トシ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ムヘシ仍同價ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ抽籤ヲ爲シ得サル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ之ニ代リ抽籤ヲ爲サシムヘシ

第八十六條 入札者若ハ落札者ナキトキ又ハ落札者契約ヲ結ハサルトキハ更ニ入札ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

第八十七條 競争ニ付スルニ當リ不正ノ行爲アリ又ハ競争ノ實ナシト認メタルトキハ其ノ執行ヲ取消スコトヲ得

第八十八條 落札者定マリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ本人ニ通知スヘシ

落札者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ三日以内ニ契約ヲ締結スヘシ
落札者ノ提出セル入札保證金ハ契約締結ト共ニ契約保證金ニ充當シ仍不足アルトキハ同時ニ

之ヲ提出スヘシ

第八十九條 入札保證金ハ競争ヲ取消シタルトキ又ハ入札執行ノ後落札者ヲ除クノ外之ヲ還付ス

第九十條 左ノ場合ニ於テハ其ノ入札保證ハ縣ノ所得トス

- 一 入札ニ付不正ノ行爲アリタルトキ
- 二 入札ノ取消ヲ爲シタルトキ
- 三 落札者契約ヲ結ハサルトキ

第三節 指名競争契約

第九十一條 左ニ掲タル場合ニ於テハ指名競争ニ付スルコトヲ得

- 一 契約ノ性質又ハ目的ニ依リ一般ノ競争ニ付スルノ必要ナキトキ
- 二 一般ノ競争ニ付スルヲ不利ト認ムルトキ

第九十二條 指名競争ニ付セムトスルトキハ成ルヘク三人以上ノ入札者ヲ指定スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第七十五條ニ規定シタル事項ヲ各入札者ニ通知スヘシ

第九十三條 第七十一條乃至第七十四條及第七十六條乃至第九十ノ規定ハ指名競争契約ノ場合ニ付

之ヲ準用ス但シ必要ナシト認ムル場合ニ於テハ第七十六條ノ保證金ハ全部若ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第四節 隨意契約

第九十四條 左ニ掲タル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

- 一 契約ノ性質又ハ目的カ競争ヲ許サルトキ
- 二 急迫ノ際競争ニ付スルノ暇ナキトキ
- 三 縣ノ行爲ヲ秘密ニスルノ必要アルトキ
- 四 五百圓ヲ超エサル製造ヲ爲サシムルトキ
- 五 物件ノ借入ヲ爲ストキ
- 六 豫定賃貸料年額又ハ總額五拾圓ヲ超エサル物件ノ貸付ヲ爲ストキ
- 七 豫定代價五百圓ヲ超エサル財產及額面五千圓以内ノ有價證券ノ賣買ヲ爲ストキ
- 八 勞力ノ供給ヲ請負ハシムルトキ
- 九 運送又ハ保管ヲ爲サシムルトキ

十 官公署ト契約ヲ爲ストキ

十一 非常災害アリタル場合ニ於テ罹災者ニ物品又ハ建築材料ノ賣拂ヲ爲ストキ

十二 外國ヨリ物件ノ買入ヲ爲ストキ

十三 公益法人又ハ公益ヲ目的トスル團体ヨリ直接ニ物件ノ買入又ハ借入ヲ爲ストキ

十四 學術、技藝、產業其ノ他ノ事業保護獎勵ノ爲之ニ必要ナル物件ノ賣拂若ハ貸付ヲ爲ストキ

十五 特殊ノ物件又ハ特別使用ノ目的アル物件ヲ其ノ生産製造ノ場所又ハ製造者、製造者若ハ其ノ一手販賣店ヨリ直接ニ買入ヲ爲ストキ

十六 公益事業ニ供スル爲メ必要ナル物件ヲ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

十七 土地建物及林野ノ產物ヲ之ニ特別ノ緣故アル者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

十八 間屋業者ニ販賣ヲ委託スルトキ又ハ之ヲシテ販賣ヲ爲サシムルトキ

十九 競争ニ付スルヲ不利ト認ムルトキ

第九十五條 競争ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモ落札者ナキトキハ隨意契約

ニ依ルコトヲ得但シ保證金及期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル價格其ノ他ノ條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第九十六條 落札者契約ヲ結ハサルトキハ其ノ落札金額ノ制限内ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第九十七條 前二條ノ場合ニ於テ豫定價格又ハ落札金額ヲ分割計算シ得ル場合ニ限リ該價格又ハ金額ノ制限内ニ於テ各目的ニ付之ヲ數人ニ分割シテ契約ヲ爲スコトヲ妨ケス

第九十八條 隨意契約ニ依ラムトスルトキハ成ルヘク二人以上ヨリ見積書ヲ徵スヘシ但シ公定價格アルモノ、急施ヲ要スルトキ、特殊ノ物件市場ニ於ケル品質價格ニ甚シキ差違ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

第九十九條 第九十三條ノ規定ハ隨意契約ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第七章 歲入歳出外現金及有價證券

第一節 總 則

第一百條 本則ニ於テ歲入歳出外現金ト稱スルハ縣ニ於テ保管ノ義務ヲ有スル現金ヲ謂ヒ有價證券ト

稱スルハ縣ニ於テ保管ノ義務ヲ有スル有價證券ヲ謂フ

第二節 納 付

第一百一條 歲入歳出外現金及有價證券ヲ納付セムトスル者ハ納付書ニ主任官吏ノ承認ヲ受ケ現金又ハ有價證券ヲ添ヘ縣出納吏ニ納付スヘシ但シ入札保證金ニ在リテハ納付書ニ現金又ハ有價證券ヲ添ヘ入札主任官吏ニ差出スヘシ

第一百二條 入札保證金ヲ納付シタルトキハ入札主任官吏ハ納人ニ其ノ領收證書ヲ交付スヘシ

第三節 拂 渡

第一百三條 歲入歳出外現金又ハ有價證券ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ請求書ニ主任官吏ノ承認ヲ得テ縣出納吏ニ請求スヘシ但シ入札保證金ニ在リテハ入札主任官吏ニ請求スヘシ

前項但書ノ場合ニ在リテハ入札主任官吏ハ領收證書ヲ徵シ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第一百四條 入札主任官吏其ノ領收シタル現金及有價證券ヲ其ノ當日支拂ヲ了セサルモノアルトキハ直ニ所屬縣出納吏ニ送付スヘシ

第一百五條 入札保證金ヲ納付シタル者又ハ契約保證金代用有價證券ヲ納付セル者其ノ保證金ノ送付

ヲ受ケムトスルトキハ還付ニ要スル費用ヲ差出スヘシ

第百六條 歳入歳出外現金及有價證券ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ受領證書ノ餘白ニ領收ノ旨ヲ記載シ記名捺印ノ上之ヲ差出スヘシ

第百七條 隔地ノ權利者縣出納吏ヨリ拂渡通知ヲ受ケタルトキハ受領證書ノ餘白ニ領收ノ旨ヲ記載シ記名捺印ノ上指定ノ縣金庫ニ於テ支拂ヲ受クヘシ

隔地ノ權利者縣出納吏ヨリ拂渡通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ領收ノ旨ヲ記載シ記名捺印ノ上指定ノ縣金庫ニ於テ支拂ヲ受クヘシ

拂渡命令及拂渡通知書ノ亡失毀損ニ關シテハ第四十七條ノ規定ヲ準用ス

第八章 物 品

第百八條 本則ニ於テ物品ト稱スルハ備品消耗品動物ノ類ヲ謂フ

第百九條 縣ノ保管ニ屬スル物品ニ關シテハ本則ヲ準用ス

第百十條 物品ノ會計ハ現ニ其ノ出納ヲ執行シタル日ヲ以テ年度ノ所屬ニ區分スヘシ

第百十一條 物品ハ消耗賣却亡失毀損、生產ノ爲メ消費其ノ他縣出納吏ノ保管ヲ離ル、ヲ出トシ買

入生產其ノ他其ノ保管ニ屬スルヲ納トス

第百十二條 物品ハ之ニ關スル證憑書類ト照查シテ受拂ヲナスヘシ

第百十三條 物品ノ生產及寄贈アリタルトキハ主任ノ官吏ハ直ニ品目數量ヲ知事又ハ各解長ニ報告スヘシ

第百十四條 物品ノ請求及修繕ハ各解ニ在リテハ各自ヨリ本廳ニ在リテハ所屬課長ノ承認ヲ經テ物品取扱主任ヨリ請求スヘシ

第百十五條 物品ハ請求ノ都度其ノ當否ヲ精査シ之ヲ貸與又ハ交付スヘシ但シ薪炭油ノ類ハ每一週

間、郵便切手類ハ每一ヶ月間ノ需要見込類ヲ限度トシテ主任ノ官吏ニ交付スルコトヲ得

第百十六條 在勤地外ニ於テ要スル物品ハ其ノ需要見込額ヲ限度トシテ主任ノ官吏ニ假渡ヲ爲スコトヲ得

假渡ヲ爲シタル物品ハ假渡ノ事由終了後五日以内ニ精算ヲ爲スヘシ

前項ノ精算完結前ニ非ラサレハ次ノ假渡ヲ爲スコトヲ得ス

第百十七條 交付ヲ受ケタル物品ハ其ノ者ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第一百八條 使用ノ必要ナキニ至リタルトキ又ハ轉免其ノ他ノ事由ニ依リ不要ニ屬スル物品ハ返納書ヲ添ヘ直ニ之ヲ返納スヘシ但シ各廻ニアリテハ簿冊ヲ以テ返納書ニ代用スルコトヲ得

第一百九條 物品ノ貸與又ハ交付ヲ受ケタル者其ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ直ニ其ノ品目、數量及事由ヲ知事又ハ各廻長ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テ故意又ハ怠慢ニ因リテ物品ヲ亡失毀損シタルモノ在ルトキハ各廻長ハ知事ニ報告スヘシ

第一百二十條 各廻ニ於テ物品ヲ保管轉換スルノ要アルトキハ廻長ニ於テ之ヲ爲シ其ノ品目、數量事由ヲ知事ニ報告スヘシ

第一百二十一條 不要ニ屬スル物品及毀損シテ修補ヲ加ヘ難キ物品ハ別段ノ規定アルモノ、外各廻長ニ於テ之ヲ處分スヘシ

第九章 縣出納吏

第一節 縱則

第一百二十二條 縣出納吏ハ法令ニ別段ノ規定アルモノ、外命令アルニ非サレハ出納ヲ爲スコトヲ得ス

第一百二十三條 縣出納吏其ノ手許ニ保管スル現金及有價證券ハ之ヲ鎖鑰アル容器中ニ藏置シ其ノ鎖鑰ハ自ラ保管スヘシ但シ現金ニ限り自己ノ責任ヲ以テ之ヲ郵便局若ハ確實ナル銀行ニ預入レ保管スルコトヲ得

第一百二十四條 縣出納吏其ノ取扱ニ係ル現金ハ他ノ現金ト混同スルコトヲ得ス

第一百二十五條 各廻長ハ所屬縣出納吏更替シタルトキ直ニ其ノ官職氏名更替ノ年月日ヲ知事ニ報告スヘシ

第一百二十六條 縣出納吏ハ照較ノ用ニ供スル爲メ其ノ印鑑ヲ所屬縣金庫ニ送付スヘシ

第二節 歲入金

第一百二十七條 縣出納吏歲入金ヲ收納シタルトキハ領收證書ヲ納人ニ交付シ其ノ旨收支命令者ニ報告スヘシ但シ領收證書ヲ交付セサルモ差支ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第一百二十八條 縣出納吏其ノ收納シタル歲入金ハ現金ノ拂込書ヲ添ヘ領收ノ日又ハ其ノ翌日之ヲ縣金庫ニ拂込ムヘシ但シ縣金庫所在地外ニ在勤スル縣出納吏ハ其ノ領收金高五拾圓ニ達セサルトキハ十五日間以内ノ分ヲ取締メ拂込ムコトヲ得

第三節 前 渡 資 金

第一百二十九條 臨時ニ資金ノ前渡ヲ受ケタル縣出納吏債主ヨリ支拂ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ハ正當ナルカ資金ノ交付ヲ受ケタル目的ニ違フコトナキカヲ調査シ之カ支拂ヲ爲シ領收證書ヲ徵スヘシ

第四節 歲入歳出外現金及有價證券

第一百三十條 縣出納吏納人ヨリ納付書ヲ添ヘ歲入歳出外現金又ハ有價證券ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ受領證書ヲ納人ニ交付スヘシ

第一百三十一條 縱出納吏歲入歲出外現金ヲ領收シタルトキハ一時保管ヲ爲スモノヲ除クノ外寄託書ヲ添ヘ領收ノ日又ハ其ノ翌日之ヲ縣金庫ニ寄託スヘシ

第一百三十二條 但書ノ規定ハ歲入歳出外現金ノ寄託ニ付之ヲ準用ス

第一百三十三條 縱出納吏權利者ヨリ歲入歲出外現金又ハ有價證券ノ拂渡請求ヲ受ケタルトキハ之カ支拂ヲ爲シ領收證書ヲ徵スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ歲入歲出外現金カ縣金庫ニ寄託ノモノナルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ該

寄託金領收證書ノ裏面ニ拂渡命令ヲ記載シテ之ヲ權利者ニ交付シ領收證書ヲ徵スヘシ

第一百三十四條 縱出納吏隔地ノ權利者ニ歲入歲出外現金ノ拂渡ヲ爲サムトスルトキハ該寄託金領收證書ノ裏面ニ支拂ノ場所及送金ヲ要スル旨ヲ記載シタル拂渡命令書ヲ縣金庫ニ交付シ其ノ領收證書ヲ徵スヘシ

第一百三十五條 縱出納吏前條ノ手續ヲ爲シタルトキハ受領證書ヲ交付セサルモノニ在リテハ拂渡通知書其ノ他ノモノニアリアリテハ適宜ノ書面ヲ以テ其ノ旨權利者ニ通知スヘシ但シ電信送金ノ場合ニテハ拂渡通知書又ハ書面ニ代ヘ電信ヲ以テ其ノ旨通知スヘシ

第一百三十六條 縱出納吏歲入歲出外現金カ法令其ノ他契約ニ基キ縣ノ所得ニ歸シタルトキハ該有價證券ヲ換價シ歲

金領收證書ノ裏面ニ歲入年度、會計名科目及振替收入ヲ要スル旨ヲ記載シタル拂渡命令書ヲ縣金庫ニ交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムヘシ

縣出納吏有價證券カ法令其ノ他契約ニ基キ縣ノ所得ニ歸シタルトキハ該有價證券ヲ換價シ歲

入ニ編入ノ手續ヲ爲スヘシ

前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ旨納人ニ通知スヘシ

第一百三十七條 縣出納吏拂渡命令又ハ拂渡通知書ノ記載事項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ現金支拂未濟ナル場合ハ直チニ訂正ノ手續ヲ爲シ既ニ支拂濟ナルトキハ之カ訂正方ヲ縣金庫ニ請求スヘシ

第一百三十八條 第四十一條第四十二條及第四十八條ノ規定ハ歲入歲出外現金ニ付キ之ヲ準用ス

第五節 物 品

第一百三十九條 縱出納吏物品ヲ檢收シタルトキハ押印又ハ烙印ヲ爲シ其ノ縣有ナルコトヲ明瞭ニスヘシ但シ本條ニ依リ難キモノハ此ノ限ニ在ラス

第一百四十條 縱出納吏物品ヲ貸與シタルトキハ借用證書ヲ交付シタルトキハ領收證書ヲ徵スヘシ但シ別ニ定ムル簿冊ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第一百四十一條 物品ヲ保管轉換スルトキハ送致目錄ト共ニ送付スヘシ之ヲ受ケタル縣出納吏ハ直ニ領收證書ヲ送付スヘシ

第一百四十二條 縱出納吏其ノ保管ニ屬スル物品ハ鎖鑰アル場所又ハ倉庫ニ藏置シ且ツ品種毎ニ區割配置シテ常ニ現在品ト帳簿ノ整理ヲ爲シ其ノ鎖鑰ハ自ラ保管スヘシ

第一百四十三條 縱出納吏ハ毎年度一回以上物品ト帳簿ト照合シ其ノ照合済年月日ヲ出納簿ノ末尾ニ記載スヘシ

貸與又ハ交付シタル物品ニ付テモ亦隨時照檢監査スヘシ

第六節 責 任

第一百四十四條 縱出納吏其ノ保管ニ屬スル現金有價證券又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ命令者ニ報告スヘシ

第一百四十五條 縱出納吏其ノ保管ニ屬スル現金有價證券又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ命令人ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ詳具シ意見ヲ附シ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第一百四十六條 縱出納吏其ノ保管ニ屬スル現金有價證券又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ信スルトキハ其ノ事由ヲ證明シタル書面ヲ知事ニ提出スルコトヲ得

第一百四十七條 縱出納吏ハ其ノ責ニ屬スル現金有價證券又ハ物品ノ出納保管ニ付單ニ自ラ事務ヲ執

ラサルコトヲ理由トシテ其ノ責任ヲ免ル、コトヲ得ス

第七節 事務引繼

第百四十八條 縣出納吏交替ノ場合ニ於テ歳入歳出外現金ヲ縣金庫ニ寄託セル前任縣出納吏ハ交替ノ日ニ於ケル歳入歳出外現金現在高ノ證明ヲ縣金庫ニ對シ請求スヘシ

第百四十九條 前任縣出納吏ハ引繼目錄各二通ヲ調製シ後任縣出納吏立會ノ上現物ニ對照シ受授ヲ爲シタル後引繼目錄ニ年月日及受授ヲ了シタル旨ヲ記入シ雙方記名捺印シ各一通ヲ保存スヘシ

第百五十條 縣出納吏交替ノ場合ニ於テハ前任縣出納吏ハ現金出納簿ニ締切ヲ爲シ引繼ノ年月日ヲ記入シ後任縣出納吏ト共ニ記名捺印スヘシ

第百五十一條 歳入歳出外現金ノ引繼ヲ了シタルトキハ後任縣出納吏ハ現在高引繼通知書ヲ縣金庫ニ送付スヘシ

第百五十二條 縱出納吏死亡又ハ其ノ他ノ事由ニ由リ自ラ引繼ヲ爲スコト能ハサルトキハ命令者ノ命シタル官吏ニ於テ事務引繼ノ手續ヲ爲スヘシ

第八節 雜則

第百五十三條 縱出納吏領收濟報告書又ハ現金拂込書寄託書ノ記載事項中誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ收支命令者又ハ縣金庫ニ之カ訂正ヲ請求スヘシ

第百五十四條 縱出納吏現金拂込ニ係ル領收證書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於テハ縣金庫ヨリ其ノ拂込濟ノ證明ヲ受クヘシ

第十章 縱 金 庫

第一節 總則

第百五十五條 縱金庫ノ現金出納ハ其ノ所屬廳舎ノ執務時間ニ依ルヘシ但シ臨時至急ヲ要スルトキハ收支命令者ノ請求ニ依リ何時タリトモ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第百五十六條 縱金庫ハ知事ノ指定スル廳舎ヘ事務員ヲ派出シ出納事務ヲ取扱ハシムヘシ

第百五十七條 縱金庫ハ左ノ區分ニ依リ出納ヲ取扱フヘシ

一歳入金

二歳出金

三 歳入歳出外現金

四 回 送 金

五 收入振替金

六 支出振替金

歳入金歳出金ハ各會計毎ニ之ヲ區分スヘシ

第一百五十八條 縣金庫ハ其ノ印鑑ヲ所屬收支命令者及縣出納吏ニ送付スヘシ

第二節 歳 入 金

第一百五十九條 縣金庫納人ヨリ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ納人ニ交付シ領收濟通知書ハ之ヲ收支命令者ニ送付スヘシ

第一百六十條 縱金庫納人ヨリ收入振替金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ該告知書ニ接續ノ領收證書ヲ納人ニ交付シ納額告知書ニ領收濟通知書ヲ添へ

指定縣金庫ニ送付スヘシ

前項ノ送付ヲ受ケタル縣金庫ハ指定科目ノ歳入ニ組入レ領收濟通知書ハ之ヲ收支命令者ニ送

付スヘシ

第一百六十一條 縱金庫出納閉鎖期限後納人ヨリ過年度所屬ノ納額告知書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ現年度ノ歳入トシテ之ヲ領收スヘシ此ノ場合ニ在リテハ該告知書領收證書及領收濟通知書ニ現年度歳入ノ押印ヲ爲スヘシ

第一百六十二條 縱金庫出納閉鎖期限後返納人ヨリ過年度所屬ノ返納告知書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ現年度ノ納入トシテ之ヲ領收スヘシ此ノ場合ニ在リテハ該告知書及領收證書、領收濟通知書ニ現年度歳入ノ押印ヲ爲スヘシ

第一百六十三條 前四條ノ規定ハ縣出納吏又ハ收納事務ヲ取扱フ市町村其ノ他ノ者ヨリ現金ノ拂込ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第一百六十四條 縱金庫ハ毎年度ニ於ケル歳計剩餘金ヲ直ニ翌年度ノ歳入ニ繰越シ其ノ報告書ヲ知事ニ提出スヘシ

第一百六十五條 縱金庫ニ於ケル歳入金下戻ノ方法ハ歳出金支拂ノ規定ヲ準用ス

第三節 歳 出 金

第一百六十六條 縣金庫送金ヲ要スル支拂命令及同一支出料目ヨリ數人ノ債主ニ支拂ヲ要スル支拂命令ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ當該收支命令者ニ送付スヘシ

第一百六十七條 他ノ縣金庫ヲ支拂場所ニ指定シタル支拂命令ヲ受ケタルトキハ其ノ縣金庫ニ對シテ振替拂渡案内書ヲ送付スヘシ但シ電信送金ヲ要スルトキハ電信ヲ以テ之カ通知ヲ爲スヘシ

振替拂渡案内書又ハ拂渡通知ノ電信ヲ受ケタル縣金庫現金ヲ交付シタルトキハ領收證書ヲ該案内書又ハ電信ヲ發シタル縣金庫ハ送付スヘシ

第一百六十八條 縣金庫前條ノ場合ニ於テ其ノ支拂命令ニ記載ノ支拂場所カ縣金庫以外ノ地ナルトキハ適宜ノ方法ニ依リ送金ヲ爲シ領收證書ヲ徵スヘシ

第一百六十九條 縱金庫收入ニ振替ヲ要スル支拂命令ヲ受ケタルトキハ振替受拂ノ手續ヲ爲シ支拂ニ係ル領收證書及收入ニ係ル領收濟通知書ヲ當該收支命令者ニ送付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ歳入歳出外現金ニ受入レヲ爲シタルトキハ支拂ニ係ル領收證書ヲ當該收支命令者ニ寄託金領收證書ヲ當該縣出納吏ニ送付スヘシ

第一百七十條 縱金庫受取人ヨリ支拂ノ請求ヲ受ケタルトキハ關係書類ト照査シ之カ支拂ヲ爲シ領收

證書ヲ徵スヘシ

第一百七十一條 縱金庫左ノ場合ニ於テハ受取人ニ其ノ事由ヲ告ケ支拂ヲ拒ムヘシ

一 支拂命令書又ハ歲出金支拂通知書カ案内支拂命令書又ハ金額氏名表振替拂渡案内書ト符合セス若ハ照合シ難キトキ

二 案内支拂命令書又ハ振替拂渡案内書ノ到達セサルトキ

三 支拂命令書又ハ支拂通知書カ正規ノ形式ニ依ラサルトキ

四 出納閉鎖期限ヲ経過シタルトキ

支拂通知書ヲ亡失シタル者ニ對シ未支拂ノ證明ヲ爲シタル後ハ收支命令者ノ證明アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス但シ亡失シタル支拂通知書ヲ發見シ未支拂證明書ト共ニ提出スルモノニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第一百七十二條 縱金庫ニ於ケル定額戻入ノ方法ハ歳入金收納ノ規定ヲ準用ス

第一百七十三條 縱金庫出納期限内ニ支拂ヲ了セサルモノアルトキハ案内支拂命令書ヲ其ノ翌日限り

當該收支命令者ニ返付シ案内支拂命令ナキモノハ支拂命令年月日、會計名、番號、金額、氏

名ヲ調査シ直チニ當該收支命令者ニ報告スヘシ

第四節 歳入歳出外現金

第一百七十四條 縣金庫縣出納吏ヨリ歲入歳出外現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ寄託金領收證書ハ之テ
縣出納吏ニ送付スヘシ

第一百七十五條 縣金庫縣出納吏ノ發シタル拂渡命令書ヲ受ケタルトキハ寄託書又ハ關係書類ト照査
ノ上支拂ヲ爲スヘシ

第一百七十六條 縣金庫ハ送金ヲ要スル拂渡命令書ヲ受ケタルトキハ寄託書又ハ關係書類ト照査
ノ上支拂ヲ爲スヘシ

第一百七十七條 振替拂渡案内書ノ送付ヲ受ケタル縣金庫ハ受取人ヨリ提示スル受領證書又ハ拂渡通
知書ト照査ノ上支拂ヲ爲スヘシ

第一百七十八條 前三條ノ規定ノ外縣金庫ニ於ケル歲入歳出外現金ノ支拂方法ハ歲出金支拂ノ規定ヲ
準用ス

第一百七十九條 縱金庫ハ縣出納吏又ハ縣出納吏ヲ監督スル者ヨリ歲入歳出外現金現在高證明ノ請求

ヲ受ケタルトキハ之ヲ證明ヲ爲スヘシ

第五節 回 送 金

第一百八十條 縱本金庫ハ支拂ノ必要ニ應シ各支金庫ニ回金ヲ爲シ常ニ支拂ニ差支ナカラシムヘシ

第一百八十一條 縱金庫ハ回送金ノ授受ニ付證憑書ヲ交換シ置クヘシ

第六節 収入振替金

第一百八十二條 縱金庫振替納金請求書ヲ添ヘ納付又ハ拂込ヲ受ケタルトキハ之ヲ收入振替金トシテ
受入整理スヘシ

第一百八十三條 縱金庫振替納金請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ收入振替金トシテ拂出ノ手續
ヲ爲スヘシ

第七節 支出振替金

第一百八十四條 縱金庫他ノ縣金庫ヲ支拂場所トスル命令ヲ受ケタルトキハ支出振替金トシテ拂出ノ手續
理スヘシ

第一百八十五條 縱金庫拂渡案内書及電信通知ニ依リ支拂ヲ爲ストキハ支出振替金トシテ拂出ノ手續

ヲ爲スヘシ

第八節 計算報告

第一百八十六條 縣支金庫ハ毎日現金日計表ヲ調製シ之ヲ縣本金庫ニ送付スヘシ

第一百八十七條 縱本金庫ハ毎日縣金庫現金現在高報告表ヲ調製シ知事ニ提出スヘシ

第九節 雜則

第一百八十八條 縱金庫收支命令者又ハ縣出納吏其ノ他拂込ヲ爲シタル者ヨリ領收濟通知書、領收證書寄託金領收證書等ヲ亡失毀損シタル爲拂込濟證明ノ請求アリタルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證憑書類ニ記入ノ上證明書ヲ請求者ニ交付スヘシ

第一百八十九條 縱金庫ハ歲出金支拂通知書歲入歲出外現金支拂通知書ノ亡失又ハ毀損ニ係ル届書ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ金額支拂未濟ナルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證憑書類ニ記入ノ上證明書ヲ届出人ニ交付スヘシ

第一百九十條 縱金庫ハ其ノ取扱ニ係ル帳簿其ノ他ノ書類ヲ年度經過後六ヶ年間之ヲ保存スヘシ

第十一章 帳簿

第一節 總則

第一百九十一條 収入支出及現金有價證券並ニ物品ノ出納處理ノ爲メ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一 内務部會計課設置

歲入簿 歲出簿 収入簿 支出簿
歲入歲出外現金出納總括簿

二 各處設置

收入簿 支出簿

三 縱出納吏設置

現金出納簿 物品出納簿 有價證券出納簿

四 縱本金庫設置

歲入簿 歲出簿 現金出納總括簿 収入簿 支出簿 現金出納簿

五 縱支金庫設置

收入簿 支出簿 現金出納簿

第一百九十二条 各課ハ歳出豫算經理簿ヲ備ヘ其ノ主管ニ屬スル豫算ノ異動費目ノ流用及支出其ノ他必要ナル事項ヲ登記シ常ニ現在額ヲ明瞭ナラシムヘシ

第一百九十三條 物品取扱主任及各解長ニ於テ特ニ物品ノ保管ヲ命シタル主任ノ官吏ハ帳簿ヲ設ケ其ノ取扱ニ係ル物品ノ出納ヲ登記スヘシ

第一百九十四条 本令ニ定ムルモノ、外設置スヘキ補助簿ハ別ニ之ヲ定ム

第二節 記 帳簿

第一百九十五条 帳簿ノ記載事項ハ之ヲ改竄塗抹スルコトヲ得ス但シ訂正若ハ削除ヲ爲サムトスルトキハ抹削スヘキ文字ニハ朱線二條ヲ劃シテ原文字ハ仍明ニ讀ミ得ヘキ様字体ヲ存シ挿入スヘキ文字ハ其ノ右側又ハ上位ニ記載スヘシ

第一百九十六条 記簿ハ總テ證憑書ニ依リ收入支出及出納ノ即日之ヲ完了スヘシ若シ止ムヲ得サル事由ニ依リ完了シ能ハサルトキト雖モ其ノ翌日ヲ超ユルコトヲ得ス

第一百九十七条 一旦登記シタル後科目又ハ金額更訂ヲ要スルモノアルトキハ決定書ニ依ルニ非サレヘ之カ更訂ヲ登記スルコトヲ得ス

第一百九十八条 現金出納簿ハ各種別ヲ通シテ一冊トシ年度毎ニ區分スヘシ

第一百九十九條 縣出納吏ニ於テ歲出金又ハ歲入歲出外現金ヲ歲入又ハ歲入歲出外現金ニ振替納付スル場合ニ於テハ特ニ受入トシテ記帳ヲ爲サス直ニ縣金庫へ拂込ノ記帳ヲ爲スヘシ

第二百條 縣金庫案内支拂命令書ノ送付ヲ受ケタルトキ又ハ送金ヲ要スル支拂命令同一支出科目ヨリ數人ノ債主ニ支拂ヲ要スル支拂命令及振替ヲ要スル支拂命令ヲ受ケタルトキハ案内支拂命令受額額ニ登記スヘシ

第二百一條 入札保證金ニシテ即時還付スルモノハ現金出納簿ニ登記ヲ省略スルコトヲ得

第二百二條 臨時ニ資金ノ前渡ヲ爲シタルトキハ支出額トシテ計算記帳スヘシ

第十二章 計 算 證 明

第一節 總 則

第二百三條 計算書及證憑書類ニ記載スル金額其ノ他ノ數量ニシテ「一」「二」「三」「十」「廿」「卅」ノ數字ハ「壹」「貳」「參」「拾」「貳拾」「參拾」ノ字体ヲ用ユヘシ但シ計表ニ用ユルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二百四條 計算書及證憑書類ニシテ一紙ニ書盡シ難キモノハ其ノ縦目若ハ綴目ニ作製者認印ヲ爲スヘシ

第二百五條 證憑書類ハ原本ニ限ル若シ原本ヲ提出シ難キトキハ當該官吏ノ保證アル謄本ニ其ノ事由ヲ附記シ之ニ代用スルコトヲ得

前項ノ規定ハ既ニ他ノ計算證明上提出済ノモノナルトキ又ハ證書類カ到達セサル爲メ其ノ原本ヲ提出シ難キ場合ニ付之ヲ準用ス但シ到達シタルトキハ直ニ之ヲ提出シテ引替ヲ求ムヘシ

外國文ヲ以テ記載シタル證憑書類ニハ其ノ譯文ヲ附スヘシ

第二百六條 収入支出及現金出納計算書ニ記載スヘキ事項無キ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ以テ計算書ニ代用スルコトヲ得

第二百七條 収支命令者交替シクルトキハ後任ノ當該官吏ニ於テ計算書ヲ調製スヘシ

第二百八條 縣出納吏交替シタル場合ニ於テ前任縣出納吏死亡又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ自ラ計算書ヲ調製スルコト能ハサルトキハ命令者ノ命シタル官吏ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第二百九條 計算書ト金庫ノ對照表ト符合セサルトキハ其ノ金額事由ヲ計算書ノ備考ニ記載スヘシ
但シ事ノ複雜ナルモノハ説明書ヲ添附スヘシ

第二百十條 収入支出及出納ノ命令ハ證憑書類ニ依リ當該官吏其ノ事實ヲ認メ之ニ認印スヘシ

第二百十一條 金錢物品ヲ受授ニ關スル證憑書類ニ押捺スル印章ハ其ノ職務上ニ係ルモノハ官印職印人又ハ團体名及自己ノ資格ヲ肩書シ記名捺印スヘシ

第二百十二條 法定ノ代理人、相續者、又ハ遺族若ハ代理人ニ支拂ヲ爲ス證憑書類ニハ其ノ權利ノ起因及受領者ノ資格ヲ附記シ仍其ノ事實ヲ證明スヘキ戸籍謄本又ハ委任狀ヲ添附スヘシ但シ俸給其ノ他ノ一定ノ給與ニシテ繼續委任ノモノハ其ノ正本ヲ各解ニ保存シ各解長ニ於テ最初ノ領收證書餘白ニ委任狀照合済ク證明ヲ爲スヘシ

第二節 歳 入

第二百十三條 収支命令者ハ毎月收入計算書ヲ調製シ翌月十日限リ之ヲ提出スヘシ

第三節 歲 出

第二百十四條 収支命令者ハ毎月支出計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添へ翌月十日限リ之ヲ提出スヘシ

第二百十五條 證憑書トシテ提出スヘキ書類左ノ如シ

一 債主又ハ縣金庫ノ領收證書

二 縣金庫又ハ縣出納吏ノ領收濟通知書又ハ領收濟報告書

三 年度又ハ科目ノ更正決議書

第一百十六條 證憑書ニハ左ノ事項ヲ附記スヘシ

一 支出科目支拂命令年月日及其ノ番號

二 名稱、種類、數量、單價、時期、期間、場所、其ノ他必要ナル事項

三 部分拂ノモノハ總金額、支拂濟金額ヲ朱記スルコト

四 物品ノ検收年月日

五 精算書及返納書ニハ精算高最初ノ受領高、追求又ハ返納高

六 特殊ノモノハ其ノ目的

第一百十七條 證憑書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 支拂ニ關シ認許ヲ要スルモノハ其ノ認許書

第二百十八條 證憑書類ノ編纂ハ支出科目ニ依リ欵ヲ一冊トシ表紙ニ年度年月欵ノ名稱金額麝名ヲ

記載シ各項目ノ間ニ白紙ヲ挿入シ毎項目ノ金額ヲ記載スヘシ
三 赴任手當及移轉料ニハ給額決定決議書、移轉證明書

四 緑替拂戻ニ關スルモノハ正當債主ノ領收證書

五 管外旅行ノ旅費ニシテ郵便線路圖ニ記載ナキ里程ニ付テハ所轄官公署ノ里程證明書又ハ汽
船賃等ノ證明書

第二百十九條 縱出納吏ハ一月四月七月十月ノ四回ニ前三ヶ月間ニ於ケル現金出納計算書ヲ調製シ
證憑書類ヲ添ヘ其ノ月十日限リ之ヲ提出スヘシ
シ前項ノ表紙及白紙ニ其ノ金額ヲ朱記シ差引額ヲ黒書又ハ朱書スヘシ

第四節 現 金 出 納

第二百十九條 縱出納吏ハ一月四月七月十月ノ四回ニ前三ヶ月間ニ於ケル現金出納計算書ヲ調製シ
證憑書類ヲ添ヘ其ノ月十日限リ之ヲ提出スヘシ

縱出納吏交替シタルトキハ前任者ハ其ノ日ヲ限り前項ノ計算書ヲ十日以内ニ提出スヘシ

第二百二十條 證憑書類ノ編纂ハ種別毎ニ受入拂出ニ區分シ表紙ニ年度、年月、種別、受拂別金額
廝名ヲ記載スヘシ

第五節 縣 金 庫

第二百二十一條 縱金庫ハ毎月左ノ對照表ニ通ヲ調製シ其ノ收支ニ係ル證憑書類ヲ添ヘ翌月三日限
リ收支命令者又ハ縣出納吏ニ之ヲ提出スヘシ但シ歲入歲出外現金對照表ハ一月四月七月十月
ノ四回ニ前三ヶ月分ヲ提出スヘシ若シ縣出納吏交替ノ場合ニ於テハ其ノ日ヲ限リ本項ノ手續
ヲ爲スヘシ

一 歲入金月計對照表

二 歲出金月計對照表

三 歲人金出外現金對照表

第二百二十二條 證憑書類ノ編纂ハ對照表ノ種別毎ニ一冊トシ表紙ニ年度年月種別其ノ金額ヲ記載
スヘシ

歲入下戾定額戾入年度又ハ科目更正ノ證憑書類ハ當該科目ノ末尾ニ編入シ前項ノ表紙ニ其ノ

金額ヲ墨書又ハ朱書シ差引純收入又ハ純支出高ヲ記載スヘシ

第二百二十三條 第二百二十一條ノ對照表ヲ受ケタル當該官吏ハ之ヲ調査シ其ノ相違ナキコトヲ認
メタルトキハ之ヲ證明ヲ爲シ一通ハ收入支出又ハ出支計算書ニ添附シ一通ハ證憑書類ト共ニ
五日以内ニ之ヲ縣金庫ニ返付スヘシ

第二百二十四條 縱支金庫對照表ノ證明ヲ受ケタルトキハ之ヲ縣本金庫ニ送付スヘシ

第十三章 檢 査

第一節 總 則

第二百二十五條 檢査ヲ分チテ書面検査及實地検査ノ二種トス

實地検査ハ仍之ヲ定期及臨時ニ分ツ

第二百二十六條 書面検査ハ常時ニ定期検査ハ毎年度一回臨時検査ハ各廝ノ收支命令者又ハ縣出納
吏異動ノ都度又ハ縣金庫ノ交替其ノ他知事ニ於テ必要アリト認ムルトキ之ヲ施行ス

第二節 書 面 檢 查

第二百二十七條 本則ニ依リ各廝ノ收支命令者又ハ縣出納吏縣金庫ヨリ提出スル計算書報告書及證

憑書類ハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ検査ス

第二百二十八條 検査上必要アリト認ムルトキハ收支命令者縣出納吏又ハ縣金庫ニ對シ審理書ヲ發シ其ノ答辯ヲ求メ仍關係書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二百二十九條 前條ノ審理書ヲ受ケタル者ハ速ニ答辯ヲ爲スヘシ
縣出納吏ノ答辯ハ所屬命令者ヲ經由スヘシ但シ臨時ニ資金ノ前渡ヲ受ケタル縣出納吏ハ此ノ限リニ在ラス

第二百三十條 検査上發見シタル事項ハ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ

- 一 重大ナル事項ト認タルトキハ收支命令者縣出納吏又ハ縣金庫ノ事由書ヲ徵スヘシ
- 二 輕易ナル事項ニ就テハ收支命令者縣出納吏又ハ縣金庫ニ整理ヲ命スヘシ

第三節 實地検査

第二百三十一條 検査員ハ検査ノ都度知事之ヲ命ス

第二百三十二條 検査ニ當リテハ休日又ハ執務時間外ト雖モ之ニ應シ立會フヘシ

第二百三十三條 検査ニ當リテハ検査員ノ指示スル日現在ノ計算書ニ縣金庫ノ收支證明書ヲ添付提

出スヘシ但シ縣金庫ニ在リテハ各收支命令者又ハ縣出納吏ノ收支證明書ヲ添付スヘシ

第二百三十四條 收支命令者及縣出納吏死亡其ノ他ノ事故ニ因リ自ラ検査ヲ受クルコト能ハサルトキハ所屬廳廝長ノ命シタル官吏ニ於テ計算書ヲ提出シ之ニ立會フモノトス

第二百三十五條 検査員ハ縣出納吏ニ於テ既ニ貸與若ハ交付シタル物品ト雖モ之ヲ検査スルコトヲ得

第二百三十六條 検査員必要アリト認ムルトキハ收支命令者縣出納吏又ハ縣金庫ニ對シ推問書ヲ發シ若ハ口頭ヲ以テ其ノ辨明ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ要求ヲ受ケタル者ハ直ニ答辯ヲ爲スヘシ

第二百三十七條 検査員必要アリト認ムルトキハ直接會計ニ關セサル帳簿書類ト雖モ之カ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ要求ヲ受ケタル者ハ直ニ提出スヘシ

第二百三十八條 検査員必要アリト認ムルトキハ検査濟ニ屬スル事項ト雖モ再検査ヲ爲スコトヲ得

第二百三十九條 検査員ニ於テ検査上發見シタル事項ハ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ

一 重大ナル事項ト認メタルトキハ速ニ其顛末及意見ヲ具シ知事ノ指揮ヲ請フヘシ。

二 輕易ナル事項ニ就テハ適宜之ヲ處置スヘシ

三 事務ノ不整理ト認メタル事項ニシテ直ニ整理シ得ヘキモノハ之ヲ整理セシメ其ノ整理ヲ完了セシムルコト能ハサルモノニ在リテハ期日ヲ定メテ之カ整理ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ指定期日内ニ整理シ直ニ其ノ旨報告スヘシ

第二百四十條 檢査員縣出納吏ノ帳簿金櫃ヲ検査シ正當ナリト認メタルトキハ検定書二通ヲ作成シ
検査員及當該縣出納吏又ハ立會人之ニ記名捺印シ一通ハ當該縣出納吏又ハ立會人ニ交付シ
通ヘ知事ニ提出スヘシ

第二百四十一條 檢査員検査ヲ了シタルトキハ第二百九十一條ノ帳簿表紙ノ裏面ニ検査終了年月日ヲ
記載シ之ニ記名捺印スヘシ

第二百四十二條 檢査員ハ検査事項ノ狀況及期日ヲ指定シテ整理ヲ命シタル事項ヲ詳具シ仍必要ナルトキハ意見ヲ附シ關係書類ヲ添付シ知事ニ復命スヘシ

第十四章 雜則

- 第二百四十三條 収支命令者、縣出納吏及縣金庫ノ印章雛形ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二百四十四條 本會ニ規定スル書類計算及報告書並ニ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二百四十五條 (削除)

附則

- 一 本令ハ昭和二年度分ヨリ之ヲ施行ス
- 二 左ノ縣令訓令及本則ニ抵觸スル從前ノ規定ハ昭和元年度分限り之ヲ廢止ス
 - 一大正九年八月鳥取縣令第四十八號
 - 一大正十五年三月鳥取縣訓令甲第三號
 - 一大正九年九月鳥取縣訓令第五十號
 - 一大正九年九月鳥取縣訓令第五十一號

科 目 區 分 表

備品費 柄杓(竹木製ヲ除ク) 土瓶、茶碗、七輪、皿(理化學用硝子皿ヲ除ク) 胡麻炒、標

本瓶、廣口瓶(共口)、簣箕、笊、反古籠、竹刀、竿、活字、簾、複寫板、乳鉢、圃場、園藝用鉢、魚籠、櫛、下駄、木履、漏斗、灰篩、砂礫篩、茶碗籠、鹽籠、麻又綿繩(船舶用ヲ除ク)、水濾、如露、電球、雪搔、塵取(紙製ヲ除ク)、風呂敷、窓掛、肉池、油差、靴拭、釣瓶、五德(土製ヲ除ク)、紙挾、門標、室標、火消壺、十能、

ボール、官報、吏員章票

消耗品費
洋燈火屋及笠、刷毛、試驗管、箸(火箸ヲ除ク)、塗板拭、石盤拭、手拭、ビン、針針金、杓子(水牛製金屬製ヲ除ク)、硝子管、硝子棒、松葉搔、護謨管(水道用ヲ除ク)、護謨栓、測量野帳類、圍場、木札標杭、タワシ、竹皮草履、試驗管洗、ビーカー、ピーカー洗、堀堀(金屬製ヲ除ク)、糸卷、糊板、冷シ袋(水枕ヲ除ク)、電池、砥石、氏名札、鐵灸及金網、等、新聞帳簿、障子紙、理化學用硝子片、蠶種檢查用乳棒(磁製硝子製)、鐵筆、骨筆、塵拂、毛ハタキ、釘、雜巾、松篩、來客用茶、小包又ハ帳綴用其他玉糸、小包用紙、藁製品(柔道壘表付莫蘆ヲ除ク)、臨時電燈諸費、印刷費、新聞、保存ヲ要セサル雜誌類、法令ノ加除錄、其ノ他備品ノ小破修理材料

ヲ個々各別ニ購入スルモノ

通信運搬費

荷造費、荷造用容器、通話料

雜費

電話使用料、水道使用料、地所建物其ノ他借入料、電話移轉料、電燈コード、笠及電球(會社負擔ノモノ)ハ辨償費

修繕費

電話、電鈴、電燈コード、電燈笠、電鈴用押鉗及此等取付料、電燈瓦斯水道取付費及修繕費、壘ノ購入及修繕費、廊下敷板、井戸端板

◎使用料手數料二關スル細則

(明治三十五年十月二十八日)
縣令第五九號

第一條 使用料手數料ヲ指定ノ期日内ニ完納セサルモノアルトキハ適宜期限ヲ指定シ督促狀ヲ發ス

ルモノトス

第二條 使用料手數料ノ徵收方法及滯納處分ハ縣稅ニ關スル規定ヲ準用ス

◎水利使用料徵收規程

(昭和二年六月十七日) 沿革 (昭和三年五月縣令第四一號)
縣令第四十八號 (昭和四年六月議令第四五號)
昭和五年十月縣令第六〇號 改正

第一條 發電ノ原動力ノ用ニ供スル爲河川法施行若ハ同法ヲ準用セル河川水流又ハ水面ノ水ヲ使用者ニ對シテハ本令ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ徵收ス

第二條 使用料ハ最大使用水量ヲ標準トシテ算出セル發電水力一理論馬力ニ付一箇年金壹圓トス

第三條 使用料ハ通水開始ノ時ヨリ會計年度ニ依リ之ヲ徵收ス

第四條 使用料ハ新ニ通水ヲ開始シタルモノニ付テハ其ノ通水開始ノ時ヨリ使用ヲ廢シタルモノニ付テハ其ノ使用廢止ノ時迄月割ヲ以テ之ヲ算定ス理論馬力ニ増減アリタルトキ亦同シ

第五條 天災其ノ他不可抗力ニ因リ一箇月以上水ノ使用ヲ休止シタル場合ハ出願ニ依リ使用料ヲ减免スルコトアルヘシ

第六條 使用料ハ四月ヨリ九月ニ至ル前期分ハ四月ニ十月ヨリ翌年三月ニ至ル後期分ハ十月ニ之ヲ徵收ス

前項ノ徵收期限以後ニ於テ新ニ通水ヲ開始シ又ハ理論馬力ニ增加アリタルトキハ其ノ使用料若ハ使用料增加額ハ通水開始又ハ理論馬力增加ノ時ニ之ヲ徵收シ其ノ使用ヲ廢止シ若ハ理論馬力ニ減少アリタルトキハ既納ノ使用料ハ本人ノ請求ニヨリ月割計算ヲ以テ之ヲ還付ス

第七條 使用料ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ之ヲ徵收セス

一 公共團體、公益法人又ハ產業組合ノ起業ニ係ルモノ

二 一水系ニ於ケル總理論馬力百馬力未滿ノモノ

三 徵收年度直前一事業年度ヲ通シ利益配當五分未滿ノトキ

前項ノ外特ニ必要アリト認ムルトキハ使用料ヲ减免スルコトアルヘシ

第八條 同一ノ起業者ニシテ一發電所ニ使用セル水ヲ他ノ發電所ニ順次使用スル場合ニ於テハ之ヲ新ナル水ノ使用ト看做ス

第九條 發電水利使用ニ關スル施設カ他縣ニ跨ル場合ニ於ケル使用料ニ付テハ第一條ノ範圍内ニ於テ別ニ之ヲ定ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條第一項ノ使用料徵收明ハ昭和二年度前期分ニ限リ之ヲ七月トス

◎土木建築設計圖案調製委託手數料徵收二

關スル件

(大正十五年二月十五日) 沿革(昭和四年五月)
(縣令第六號) 改正
(縣令第三十八號)

知事ニ於テ市町村其ノ他公共團体ニ於テ土木建築工事設計圖案ノ調製ヲ縣ニ委託セントスルトキハ土木工事ニ在リテハ設計額ノ千分ノ二十、建築工事ニ在リテハ設計額千圓未滿千分ノ三十、五千圓未滿千分ノ二十、五千圓以上千分ノ十五ニ相當スル手數料ヲ徵收ス
手數料徵收ノ方法其ノ他必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎土木建築設計圖案調製委託手續

(大正十五年二月十五日) 沿革(昭和四年五月)
(告示第三十八號) 改正
(告示第一一六號)

- 第一條 市町村其ノ他公共團体ニ於テ土木建築工事設計圖案ノ調製ヲ縣ニ委託セントスルトキハ左記事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ
 - 一 工事ノ名稱及計劃ノ概要
 - 二 工事箇所ヲ表示シタル圖面
 - 三 工事實施豫定年月
 - 四 工事費豫算額及其ノ財源
 - 五 其ノ他設計圖案調製上參考トナルヘキ事項
- 第二條 實地調査ノ必要アルトキハ之ニ要スル人夫杭木其ノ他ノ物件ハ申請者ニ於テ備入レ又ハ現品ヲ提出スヘシ
- 第三條 土地立入又ハ障害物除却ニ關スル手續並損失ノ補償ハ申請者ニ於テ處辨スヘシ
- 第四條 委託事務ノ爲要スル費用カ手數料ノ額ヲ超過スル場合ニ於テハ實地調査ノ爲派遣シタル吏

員ノ旅費ノ全部又ハ一部ヲ申請者ニ負擔セシムルコトアルヘシ

第四條 申請者ニ於テ設計圖案調製ノ中止ヲ求メントスルトキハ事由ヲ具シ知事ノ認定スル所ニ依ル
前項ノ場合ニ於ケル手數料ノ額ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第五條 設計圖案ノ調製ヲ終了シタルトキハ設計書及圖案ヲ申請者ニ交付ス

第六條 手數料ハ納額告知書ニ依リ縣ニ納付スヘシ

附 則

本手續ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎境港務所員並傭人ノ服裝品給與規程 (訓令乙)

第一條 境港務所ニ在勤スル吏員及小使ニ對シ左表ノ服裝品ヲ給與シ着用セシム

第二條 退職ノトキニ於テ保存期間中ニ屬スル給與品ハ總テ之ヲ返納セシム此ノ場合亡失或ハ毀損シタル給與品ニ付テハ其ノ殘期間ニ相當スル代料ヲ返納セシム

左 表

給與品目	給與期日	保存期間			備考
		吏員	小使	期間	
帽子及日覆	四月一日	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	
冬 服	四月一日	二ヶ年	一ヶ年	一ヶ年	
夏 服	六月一日	二ヶ年	一ヶ年	一ヶ年	
外 套	四月一日	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	

◎縣有動產管理方法

(明治三十一年九月三十日) (訓令第一二三號) 沿革(大正九年六月) 改正

(郡役所) 警察署 (警察分署) 監獄支署
縣立學校 縣立病院 驅蟲院 測候所

縣有動產管理方法左ノ通相定ム

一 現金ハ縣金庫ヲシテ保管出納セシムルコトヲ得

一 縣金庫ノ事務ハ確實ト認ムル銀行ニ取扱ハシムルモノトス

一 器具器械其ノ他ノ物品ヲ貸付スルトキハ(縣有財產管理規則第五條乃至第七條)ヲ準用ス不用ノ器具器械其ノ他物品等ヲ賣却セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲クルモノハ認可ヲ經スシテ便宜賣却スルコトヲ得

一 見積價格一廉五拾圓未満ナルトキ

二 漁穫物製作品生産物等ヲ賣却スルトキ但シ牛馬豚ヲ除ク

一 凡ソ物品ヲ賣却スルトキハ公ノ入札ニ付スルモノトス但シ左ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一 競争入札ニ付スルヲ不利益ト認ムルトキ

二 生産物及製作品ヲ賣却スルトキ

三 公共ノ用ニ供スル爲郡市町村又ハ其他ノ起業者ニ賣却スルトキ

◎縣有財產管理規則

(大正八年三月三日)
(告示第五十三號)

縣有財產管理規則

第一條 縣有財產ノ管理ニ付テハ別ニ規定アル場合ノ外本則ニ依ル

第二條 不動產ノ貸付ハ總テ競争入札ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一 直接公用ニ供スル爲又ハ慈善其ノ他公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲國郡市町村其ノ他ノ起業者ニ貸付スルトキ

- 二 競争入札ニ付スルモ入札ナキトキ又ハ再入札ニ付スルモ尙豫定ノ貸付料額ニ達セサルトキ
- 三 一ヶ年ノ貸付料五拾圓未満ナルトキ
- 四 繼續貸付ヲ爲ストキ
- 五 以上ノ外競争入札ニ付スルヲ不利益ト認ムルトア

第三條 不動產ノ貸付期限ハ十ヶ年以内トス

第四條 不動產ヲ貸付スルトキハ貸付料ヲ徵收スヘシ但シ第二條第一號ノ場合ニ於テハ之ヲ徵收セ

サコトヲ得

第五條 不動産ノ貸付期限貸付料額其ノ他契約事務ハ縣參事會ノ議決ヲ經ルモノトス

第六條 特別會計ニ屬スル基金へ別ニ規定アル場合ノ外縣其ノ他ノ公共團體ニ對シ貸出スコトヲ得
前項貸出ノ方法並利率ハ縣參事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第七條 前條以外ノ動産ノ貸付其他管理方法ニ關シテハ總テ縣參事會ノ議決スル處ニ依ル

第八條 特別會計ニ屬スル基金中現金ハ公債證書若ハ勸業銀行興業銀行鳥取縣農工銀行ノ株券又ハ
債券ヲ購入シ又ハ大藏省豫金部郵便局銀行ニ預入ルヘシ

前項銀行ニ預入シタルトキハ其ノ擔保トシテ公債證書又ハ知事ニ於テ確實ト認ムル有價證書
ヲ領置スヘシ但シ鳥取縣農工銀行ニ預入スル場合ニ於テハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外擔保
ヲ徵セサルコトヲ得

第九條 前各條ノ外縣有財產ノ管理ニ關スル細則ハ縣參事會ノ議決スル所ニ依ル

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎縣有財產管理ニ關スル細則

(大正八年三月三日)
告示第五十四號

第一條 器具機械其ノ他物品ノ貸付並其ノ保管轉換ハ知事限リ隨時之ヲ施行スルコトヲ得

第二條 前條貸付ノ場合ニ於テハ貸付料ヲ徵收スヘシ但シ縣有財產管理規則第二條第一號ニ該當ス
ル場合ニ於テハ之ヲ徵收セサルコトヲ得

第三條 動產及不動產ノ貸付料ハ年ヲ以テスルモノハ其年四月ヨリ翌年三月マテヲ一ヶ年度トシ毎
年四月中ニ其ノ年度分ヲ前納セシメ新規貸付ニ係ルモノハ貸付ノ際月割又ハ日割ヲ以テ前納
セシム

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則ニ抵觸スル從前ノ議決ハ本則施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フモノトス

◎縣有財產管理手續

(大正八年三月六日
訓令第七號)

郡長 警察署長同分署長 縣立學校長 農事試驗場長

穀物檢查所長 蠶業取締所長 原蠶施製造所長 種育場長

水產試驗場長 測候所長 物產陳列場長

第一條 縿經濟ニ屬スル各廡主管ノ器具機械其ノ他ノ物品ニシテ借入ヲ希望スル者アルトキハ公用ヲ妨ナキ限り之ヲ貸付スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ貸付セムトスルニ當リ縣有財產管理規則第二條第一號ニ該當スルトキハ廡長限リ之ヲ專決シ其ノ他ノ場合ニ於テハ知事ノ指揮ヲ受クヘシ

前項知事ノ指揮ヲ受ケムトスルトキハ貸付條件貸付料等ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

◎不用古材賣却處分ニ關スル件

(大正十五年七月十九日
内務部長通牒)

標記ノ件ニ關シテハ見積價格一廉金五拾圓未滿ナルトキハ明治三十一年九月三十日訓令第一一三號

縣有不動產管理方法第四號ニ依リ所長限處分セラレ差支無之候條御了知相成度

◎労働者災害扶助法

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

一 土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火薬類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノイ國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事

口 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者カ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事

ハ 其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ

三 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業

四 船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂礫ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力

ニ 依ル起重機、昇降機其ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

五 前各號ニ掲クルモノノ外危險ナル事業又ハ衛生上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

主務大臣ハ前項ノ規定ニ該當セサル土石砂礫ヲ採取スル事業及岸壁波止場停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限り本法ヲ適用スルコトヲ得

第一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第三條 前條ノ事業主トハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ但シ第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ全部又ハ一部カ數次ノ請負ニ依リ爲サル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

前項但書ノ場合ニ於テ元請負人カ書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルトキハ其ノ下請人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハニ以上ノ下請

負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得ス。

前項ノ場合ニ於テ元請負人カ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ニ對シ先ツ催告スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人カ破産ノ宣告ヲ知ケ又ハ其ノ行方カ知レサルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第四條 第一條第一項第一號又ハ第四號ノ事業カ專ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス。

前條第三項ノ規定ハ前項ノ注文者カ扶助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス。

第五條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命スルコトヲ得。

第六條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得。

第七條 事業主扶助ヲ爲スヘキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラス扶助ヲ爲ササルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス。

第八條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第九條 事業主未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

第十條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス。

第十一條 本法中事業主ニ關スル罰則ハ國、道府縣、市町村及勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セス。

附 則

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス。

◎労働者災害扶助法施行令

第一條 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(イ)ノ公共團體ハ左ニ掲クルモノトス

一 府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、學區並ニ町村制ヲ施行セサル地ニ於ケル町村ニ準スヘキモノ及其ノ組合

二 水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合

三 耕地整理組合及土地區劃整理組合並ニ其ノ聯合會

第一條 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトス但シ軒高九米未滿ニシテ且建築面積三百三十平方米未滿ノ木造家屋ノ建築工事ヲ除ク

一 使用勞働者延人員千人以上ノモノ

二 請負ニ依ルモノニシテ請負金額一萬圓以上ノモノ

三 火藥類、動力（一馬力以下ノ電動力ヲ除ク）ニ依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道ヲ用フルモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ

四 地上十米以上又ハ地下三米以上ニ於テ作業ヲ爲スモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ

工事着手前ニ於ケル豫定計畫カ前項ノ規模ニ該當スルモノハ工事着手後之ニ該當セサルニ至リシ場合ト雖モ前項ノ規模ニ該當スルモノト看做ス

第三條 事業主ハ勞働者カ業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ又ハ之ニ因リ死亡シタルトキハ本令ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項ノ疾病トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一 負傷ニ因リ發シタル疾病

二 異物ニ因ル眼疾患、重量物體ノ取扱ニ因ル腱鞘炎其ノ他災害ニ因ル疾病

三 毒性、劇性又ハ刺戟性料品ニ因ル中毒症又ハ皮膚若ハ粘膜ノ障碍

四 氣壓ノ急激ナル變化ニ因ル疾病

五 有害ナル光線ニ因ル眼疾患

六 其ノ他内務大臣ノ指定スル疾病

第一項ノ扶助義務ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外勞働者ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコ

トナシ

工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ニ付テハ本令ニ依ル扶助ヲ爲スコトヲ要セス

第四條 勞働者負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ事業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第五條 勞働者療養ノ爲務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ事業主ハ勞働者ノ療養中一日ニ付標準賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ日日雇入レラル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラル者ニシテ繼續使用セラルコト十日未満ノ者ニ付テハ事故發生ノ日ヨリ起算シ三日間ハ之ヲ支給スルコトヲ要セス

勞働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ標準賃金ノ百分ノ二十トス

第六條 勞働者ノ負擔又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ事業主ハ別表ニ掲タル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

別表ニ掲タル身體障害ニ以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ

支給スヘシ

左ニ掲タル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上ク

一 第十三級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ

一級

二 第八級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ

二級

三 第五級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ

三級

別表ニ掲タルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應シ別表ニ掲タル身體障害ニ準シ障害扶助料ヲ支給スヘシ

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スヘシ

第七條 勞働者重大ナル過失ニ因リ負擔シ又ハ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事實ニ付地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ノ認定ヲ受ケタルトキハ休業扶助料及障害扶助料ハ之ヲ支給スルコトヲ要セス

第八條 勞働者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金三百六十日分ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 勞働者死亡シタルトキハ事業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ標準賃金三十日分（其ノ金額三十圓ニ満チサルトキハ三十圓）ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條 第四條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ但シ本人ヨリ申出アリタルトキハ毎月二回以上之ヲ支給スヘシ

障害扶助料ハ労働者ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遅滞ナク之ヲ支給スヘシ但シ事業主カ從來ノ賃金ヲ支給シテ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得

遺族扶助料及葬祭料ハ労働者ノ死亡後遅滞ナク之ヲ支給スヘシ

事業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

労働者災害扶助責任保険法ニ依リ保険セラルル場合ニ於テハ第二項但書及前項ノ規定ハ之ヲ適用セス

第十一條 第四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保険法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル労働者療養開始後一年ヲ経過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルトキハ事業主ハ標準賃金五百四十日分（第七條ノ場合ニ於テハ二百七十日分）ノ打切扶助料ヲ支給シ以後前七條ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲サザルコトヲ得

第十二條 別表第八級以上ノ障害扶助料又ハ打切扶助料ヲ受クル労働者扶助ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ事業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ

第十三條 事業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ事業主及労働者ノ出捐スル共濟組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十四條 労働者災害扶助責任保険法第四條第二項ノ規定ニ依リ政府カ扶助ヲ受クヘキ者ニ保険金ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

第十五條 標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六

歲未滿ノ者ハ四十錢、十六歳以上ノ女子ハ六十錢、其ノ他ノ者ハ一圓

締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前）一月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種労働者ノ賃金總額ヲ其ノ労働者ノ數ニ其ノ期間ノ日數ヲ乘ジタル數（業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シ賃金ヲ受ケサル日數ヲ控除ス）ヲ以テ除シタル金額

三 前二號以外ノ事業ニ由田雇用シテハ不支給ノ定期ノ勞働者ノ賃金ノ額

三分之二

四 前三號ニ該當セサル者ニ付テハ事故發生前（賃締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以
前）三月間（雇入後三月ニ満チサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ
以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ

以テ余シタレ金額ノ百分ノ六一ヲニシテ、ノ得ム

五 健康保険法ノ被保険者ニ付テハ前四號ノ則定ニ拘ラス事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタ
ル標準報酬日額

六 前各號ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト能ハサル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル金額内務大臣ハ業務ノ重頭又ハ地域ヲ限リ前項第一項ノ金額ニ付シ

第一項第四號ニ規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルト

第一項第四號ノ賃金總額ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル手當ヲ包含セス

六條 前條ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト不適當ナル場合ニ於テハ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃金ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 工場法施行令第十條乃至第十二條、第十三條ノ二、第十五條及第十八條ノ規定ハ本令ノ
扶助ニ付之ヲ準用ス

第十八條 國ノ直營スル事業ニ於ケル労働者ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規定ル依ル

第十九條 勞働者災害扶助法第十一條ノ公共團體ハ道府縣又ハ市町村ニ準スヘキモノトス

第二十條 本令中地方長官トアルハ砂礫業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

附 則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

別 表 身體障害等級及障害扶助料表

等級	身	體	障	害	障害扶助料
第一級一	兩側ヲ失明シタルモノ				標準賃金五百四十 日分
二	咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 精神又ハ胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ 要スルモノ				
三	兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ				
四	兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ				
五	兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ				
六	兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ				
七	兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ				

第四級一	第二級一	第三級一	第二級一	標準賃金四百八十 日分
五 四 二	二 二 二	三 二 二	兩眼ノ視力〇・〇一以下ニ減シタルモノ 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減シタルモノ 兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	
		四 三 二	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 兩眼ノ視力〇・〇一以下ニ減シタルモノ 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇四以下ニ減シタルモノ 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	
		四 四 二	十指ヲ失ヒタルモノ 兩眼ノ視力〇・〇四以下ニ減シタルモノ 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減シタルモノ 兩耳ヲ今ク聾シタルモノ 精神ニ障害ヲ殘スモノ 胸腹部臓器ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハ サルモノ	

標準賃金三百日分			第八級一
標準賃金二百四十日分			第七級一
			第六級一

一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ
一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ
十指ノ用ヲ廢シタルモノ

兩眼ノ視力○・○六以下ニ減シタルモノ
一眼失明シ他眼ノ視力○・一以下ニ減シタルモノ
兩耳ノ聽力耳殻ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ
一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ其ノ用ヲ全廢タルモノ
一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ其ノ用ヲ全廢シタルモノ
十趾ヲ失ヒタルモノ

標準賃金百八十日分			第八級一
			第七級一
			第六級一

兩眼ノ視力○・四以下ニ減シタルモノ
一眼ヲ失明シ又ハ視力○・○一以下ニ減シタルモノ
胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
神經系統ニ著シキ機能障害ヲ残シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
一上肢又ハ一下肢ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
一手ノ拇指ヲ併セ二指又ハ拇指以外ノ四指ヲ失ヒタルモノ

一手ノ五指ヲ失ヒタルモノ
兩眼ノ視力○・二以下ニ減シタルモノ
一眼失明シ他眼ノ視力○・四以下ニ減シタルモノ
脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ
一手ノ拇指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ
一手ノ五指ノ用ヲ廢シタルモノ
十趾ノ用ヲ廢シタルモノ

第十二級一	八
一足ノ第一趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ残シタルモノ 一眼ノ視力〇・四以下ニ減シタルモノ 一眼ノ眼球又ハ眼瞼ニ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ 一眼ノ眼瞼ヲ缺損シタルモノ 一耳ノ耳殻ノ大部分ヲ缺損シタルモノ 一上肢又ハ一下肢ノ關節ニ機能障害ヲ残スト雖モ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ 一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指指示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ 一足ノ第二趾ヲ含ム一趾又ハ二趾ヲ失ヒ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ 局部治癒シタルモ頑固ナル神經症狀ヲ残スモノ	

標準賃金六十日分

第十三級一	二
一眼ノ視力〇・六以下ニ減シタルモノ 一眼ニ半盲症ヲ残シ又ハ視野狭窄又ハ變狀ヲ残スモノ	

標準賃金四十日分

第十四級一	五 四 三 二
兩眼ニ睫毛禿ヲ残スモノ 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残スト雖モ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ 一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ 一足ノ第二趾ヲ含ム一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ残シタルモノ 男子ノ外貌ニ著シキ醜痕ヲ残スモノ 上肢又ハ下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ残スモノ 一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ残シタルモノ 局部ノ疼痛其ノ他ノ神經症狀ヲ残スモノ	九 八 七 六 五 四 三

標準賃金二十日分

二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節其ノ他ハ第一指關節、以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

三 指又ハ趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ屈伸不能ヲ來シタルモノヲ

謂フ

四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

(準用條文) 工場法施行令

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在

リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲タル事項ニ付相同シキ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲タル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲タル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

一 職工ノ家督相續人又ハ戸主

二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者

三 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條ノ二 職工健康保険法（第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク）ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保険法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ
職工ノ死亡ニ關シ健康保険法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保険法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一 職工ノ解雇後一年ヲ経過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保険法ニ依ル保険給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保険法ニ依ル保険給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二 扶助又ハ健康保険法ニ依ル保険給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ掲クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ検案セシムルコトヲ得

◎労働者災害扶助法施行規則

第一條 労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主ハ扶助ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得

事業主カ事業ノ行ハルル場所ニ居住セサルトキ又ハ事業主法人ナル場合ニ於テ主タル事務所カ事業ノ行ハルル場所ニ在ラサルトキハ扶助代理人ヲ選任スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ扶助代理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遲滯ナク地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ニ届出ツヘシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ扶助代理人ノ改任ヲ命スルコトヲ得
扶助代理人ハ本則ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第二條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備置クヘシ但シ其ノ附近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ヘキモノアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 事業主ハ其ノ住所氏名、扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人アルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ行ハルル場所ノ見易キ箇所ニ掲示スヘシ

前項ノ掲示ニハ労働者災害扶助法第三條第二項又ハ同法第四條第一項ノ事業主アルトキハ其ノ住所氏名ヲモ記載スヘシ

第四條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ニ労働者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置クヘシ

前項ノ扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第五條 労働者業務上ノ負傷又ハ労働者災害扶助法施行令第三條第二項ノ疾病ニ因リ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキトキ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク様式第一號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ但シ労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 事業主扶助ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第七條 事業主ハ毎年十月末日迄ニ様式第三號ニ依リ十月一日現在ニ於ケル労働者數ヲ地方長官ニ届出ツヘシ但シ労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八條 第一條乃至第三條、第五條及第七條ノ規定ニ於テ事業主トアルハ労働者災害扶助法第三條

第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主、同法第四條第一項ノ場合ニハ労働者ヲ使用スル事業主トス

第九條 事業ノ行ハルル場所カニ以上ノ府縣ニ亘ル場合ニ於テハ本則ニ依ル届出ハ其ノ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第十條 第一條第二項若ハ第三項又ハ第二條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第一條第四項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 事業主未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代表人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第十三條 本則中扶助代理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スヘキ罰則ハ道府縣、市町村其ノ他之ニ

準スヘキ者ニ之ヲ適用セス

第十四條 本則中地方長官トアルハ砂礦業ニ在リテハ礦山監督局長トス

附 則

本則ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勞働者死傷報告書									
被害ノ部位及名稱		死者病傷死別男女		事業ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地		事業主ノ住所		(昭和年月日届出)	
有危害無 タルトキハ其ノ重大過失アリ		氏名		業務ノ種類		扶助氏名捺印 代理人ノ捺印			
豫防裝置及設備ノ状況		生年月日		常備、臨時、日備ノ別		時日生發事故			
状況ノ原因及災害		賃金		午前年月分		午前年月分			
		既死亡ノ休業シタル日數ヲ含ム		既死亡ノ休業シタル日數ヲ含ム		既死亡ノ休業シタル日數ヲ含ム			

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依ル保険付セサル事業ニ使用スルモノトス
- 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
- 三 本報告ハ労働者死亡シ又ハ療養ノ爲休業八日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ
- 四 休業八日未満ノ見込ノ者休業八日以上ニ及ヒタルトキハ訂正ノ上更ニ二通差出スヘシ
- 五 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スヘシ
- 六 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 七 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 八 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ石灰石採掘業、砂利採取業、鐵道運輸事業、乗合自動車業、沖仲仕業、濱仲仕業、倉庫仲仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スヘシ
- 九 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作操作災害發生位置ノ高サ又ハ深サ災害カ機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高サ、壓力、電壓又ハ溫度其他ノ災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ舉ケテ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- 十 災害ノ原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置及設備ノ狀況ニ關シテハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添附スヘシ

告 報 傷 死 者 勤 動 労										
被害者 タルトキハ ニ重 其ノ状況 被害者 有無	危害豫防裝置及設備ノ 種類及部 位ノ被 害稱	者病傷 死別 男女 氏 名	工事 種類	工事 事務所 所在地	稱 事務所 ノ名	保險證書ノ記號番號（未 タ證書ヲ受ケサルトキハ 保險契約申込年月日）				
						當日工事 ニ使用セ ラレタル 労動者數				
狀發因ノ災 況生及原害		生年月日	業務ノ種類	當常備、 日備ノ別	扶助代理人ノ 住所氏名捺印	事業主ノ住所 氏名捺印	事業主下請負人ナルトキ ハ保険金受取人證書ノ記 號番號（未タ證書ヲ受ケ サルトキハ其ノ旨）			
計女男										
		事故發生場 所（作業 得質ヲ明 ル名稱ニシ べし）	金 （既死亡ノ 休業日數ヲ 含ム）	日 時 午前後 年 月 分	日 時 午前後 年 月 分					
扶助代理人ノ 住所氏名捺印										

記載心得

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依リ保険ニ付スル工事ニ使用スルモノトス
 - 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
 - 三 本報告ハ労働者死亡シ又ハ療養ノ爲休業八日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ
 - 四 休業八日未満ノ見込ノ者休業八日以上ニ及ヒタルトキハ訂正ノ上更ニ二通差出スヘシ
 - 五 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スヘシ
 - 六 本報告ハ死傷病者一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ出シタル場合ニ於テハ其ノ中ノ一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
 - 七 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ケス
 - 八 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル

樣式第二號甲

勞動者扶助報告

昭和年月分

記載心得

六七八

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依ル保険ニ付セサル事業ニ使用スルモノトス

二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス

三 本報告ハ毎月二十日迄ニ前月分ヲ差出スヘシ

四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スヘシ

五 事業ノ種類別ニハ例ヘハ石灰石採掘業、砂利採取業、乗合自動車業、沖仲仕業、濱仲仕業、倉庫仲仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スヘシ

六 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル

七 勞働者災害扶助法施行令第十條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支拂ヲ延期シタル場合ニ於テハ障害ヲ残シタル時及現實ニ支拂ヒタル時何レモ本表ニ記載シ前者ノ場合ニハ延期シタル旨ヲ後者ノ場合ニハ障害ヲ残シタル年月ヲ備考欄ニ記載スヘシ

八 ろ表ノ記載順序ハ扶助終了ノモノヲ先ニスヘシ

樣式第二號乙

昭和
年
月分

る表		労働者災害扶助責任保険法施行令第二條ノ扶助ニシテ同施行令第十三條乃至第十五條ニ依 リ保険金ヲ受ケサルモノ（前前月ヨリ繰越シタルモノハ累計ヲ記載スルコト）		扶助終了ノ別別男	
氏名		常備、臨時	備	扶助終了ノ別別女	扶助終了ノ別別男
休業扶助料	休業扶助料	休業扶助料	休業扶助料	障害扶助料、遺族扶助料又ハ打切扶助料	障害扶助料又ハ打切扶助料
日數	金額	日數	金額	種別又ハ等級	種別又ハ等級
人員	金額	人員	金額	備	備
種別	金額	備	金額	考	考
は表ニシテ前月中ニ支給シタルモノ（い表及る表ニ記載シタルモノヲ除ク）					
休業扶助料					
障害扶助料					
遺族扶助料					
打切扶助料					

記載心得

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依リ保険ニ付スル工事ニ使用スルモノトス
- 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
- 三 本報告ハ毎月二十日迄ニ前月分ヲ差出スヘシ
- 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スヘシ
- 五 工事ノ種類別ニハ例へハ隧道工事、鐵橋架設工事、鐵筋コンクリート建築工事、木造建案工事等工事ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スヘシ
- 六 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄ニハ届出タル住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 七 ろ表ノ記載順序ハ扶助終了ノモノヲ先ニスヘシ

勞 勵 者 數 年 報

昭和 年分

(十月一日現在)

事業ノ種類	事業ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地	事業主ノ住所		扶助代理人ノ 住所氏名捺印	計	備	考
		年齢別	性別				
十四歳以上十六歳未満							
十六歳以上							
計							

記載心得

一 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ヶス

二 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ石灰石採掘業、砂利採取業、鐵道運輸事業、乗合自動車業、沖仲仕業、濱仲仕業、倉庫仲仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スヘシ

三 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄ニハ届出タル住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル

四 種類ヲ異ニスルニ以上ノ事業ヲ兼營スルモノニ在リテハ事業毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ但シ労働者災害扶助法第一條第一項第三號ノ事業ヲ爲スモノ其ノ事業ニ附帶スル保存修繕等ノ工事ヲ爲ストキハ同一用紙ニ記載スルヲ妨ヶス

鳥取縣告諭

交通運輸機關ノ完否ハ文化ノ普及産業ノ發達ニ極メテ密接ノ關係ヲ有シ治水施設經營ノ良否亦民力消長國運ノ隆替ニ影響スルコト甚大ナルハ言ヲ俟タサルナリ就中道路ハ普ク地方ニ分布シ其ノ利用效果極メテ大ニシテ之カ改良發達ヲ圖ルハ治水施設ノ保全ト共ニ地方開發ノ爲極メテ緊要ノ事項ナリトス縣下道路河川等ノ施設ニ必要ナル經費ハ其ノ大部分ハ縣費支辨ニ係ルモノナルカ今ヤ縣經濟

ヲ以テ施設經營スヘキ事業ハ年ト共ニ多端ヲ加ヘ其ノ負擔甚タ輕カラス殊ニ本縣ノ財政ハ大正元年以降水害其ノ他ニ費シタル經費莫大ニシテ現ニ縣債ハ積ムテ一千數百萬圓ニ達ス本縣產業施設ノ十分ナル能ハサルハ蓋シ如上財政上ノ困難ニ起因スルコト少シトセス由テ之ヲ觀ルニ道路河川等ノ施設經營ヲ獨リ公費ノ支辨ノミニ委スルトキハ到底遺憾ナキヲ期スル能ハス特ニ直接利害ノ關係アル地元市町村民ノ協力ニ俟ツコト切要ナリト”

各地元市町村民ニ於テ協力一致其ノ關係道路橋梁河川堤防護岸等ノ損壊ヲ甚シキニ至ラシメ斯平素ニ於テ愛護節用シ維持修理ニ努メ之カ利用ヲ全カラシメ且災害ヲ未然ニ防止スルハ各自ノ福利ヲ増進シ災禍ヲ回避スル所以タルノミナラス是實ニ社會奉仕ノ美風ニシテ多年馴致セラレタル良俗ノ發揮ナリト云フヘシ然ルニ近時法令上公費ヲ以テ支辨スヘキ道路河川ノ施設ニ對シテハ之カ利害關係極メテ密接ナルモノアルニ拘ラス直接其ノ保全ノ義務ナキノ故ヲ以テ之ヲ一ニ關係管理廳ニ委シテ敢テ顧ミス舊來ノ良俗漸ク頽廢セムトスルハ深ク遺憾トスル所ナリ

公共施設ノ恩澤ニ浴スルハ主トシテ地元市町村民ナレハ徒ニ管理權ノ所在經費負擔ノ關係ヲ云爲シテ道路河川ノ荒廢ヲ袖手傍観スルカ如キコトナク常ニ之カ愛護保全ヲ念トシ進ンテ其ノ機能ノ増進

ヲ計ルヘキハ地元市町村民當然ノ責務ナリト謂ハサルカラス近時各種ノ法制ニ於テ受益者負擔ノ制度ヲ設ケタル所以ノモヽ亦全ク此ノ趣旨ニ因ルニ外ナラス

縣民宜シク茲ニ鑑ムル所アリ自治公共ノ精神ヲ發揮シ公共施設ヲ害スルカ如キ行爲ハ互ニ之ヲ慎ミ避クルハ勿論進ンテ其ノ修理保護ニ任シ各人業務閑散ノ時期ヲ選ミテ勞力ヲ提供シ道路ノ穴埋不陸均砂利敷込河川ノ浚渫堤防護岸ノ修理等ヲ行ヒ益々公共施設愛護保全ノ良風ヲ作興シ以テ地元民ノ責務ヲ完ウスヘシ之等ノ行爲ハ概ネ舊來ノ慣行ニ依リ地元民ニ於テ爲シ來リタル所ニシテ特別受益者トシテ亦當然爲スヘキ最少限度ノ負擔ニ屬ス

青年團在鄉軍人會婦人會等ハ一鄉風教ノ中堅トシテ卒先シテ公共施設愛護保全ヲ念トシ之等ノ作業ニ從事スルニ於テハ一般民衆モ之ニ倣ヒ其ノ良風ヲ馴致スル效果鮮少ナラサルノミナラス是實ニ其ノ團体存立ノ目的ニ鑑ミ極メテ恰好ノ措置タルヘキヲ信ス

冀クハ縣民タルモノ宜シク上述ノ趣旨ヲ體シ實踐躬行以テ道路愛護治水施設保全ノ良俗ヲ擴充シ相牽ヰテ其ノ實績ヲ學ケ地方文化ノ開發福祉ノ增進ニ寄與セムコトヲ

昭和七年四月二十二日

六八六

鳥取縣知事

館

哲 二

昭和七年九月二十日印刷
昭和七年九月二十五日發行

發編 行輯人兼

鳥取市寺町

岡 村 繁 藏

印刷人 前田芳治郎

鳥取市吉方町

繁 藏

印刷所 前田印刷所

鳥取市吉方町

前田印刷所

電話八五四番

終

